

住宅防音工事について

住宅防音工事は、住宅の所有者又は居住者の皆様方の申請に基づき行われる補助事業です。

助成を受ける場合の注意

- ・住宅防音工事は、皆様方が国に補助金の交付を申請することにより、実施するものであります。
- ・国は皆様方に補助金の交付の決定を行うこととし、その後、皆様方自らが設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約することとなります。
- ・契約後、工事に着手していただきます。

具体的な工事の内容や手続き等については、同封しましたパンフレット（住宅防音工事のあらまし）も併せてご覧下さい。

- ・一部の業者による巧妙で強引な勧誘が行われているので、ご注意ください。

【具体例】

- ・国の指定業者のように装う。
登録又は指定業者の制度はありません。
- ・当社と契約すると工事の順番が早くなる。
説明会の後、工事の希望届を提出していただくこととなりますので、順番が早くなることはありません。

なお、国の職員又は国の委託を受けた者が現地調査などで訪問させていただく場合は、事前にご連絡をさせていただきます。
また、身分証明書を携行していますので、ご確認下さい。

- ・ご不明な点については、下記にお問い合わせ下さい。

東京防衛施設局からのお知らせ

- ・厚木飛行場に係る第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）等の指定及び指定解除を平成18年1月17日の官報で告示しました。
- ・助成対象区域が指定解除されるのは、平成19年8月1日です。

厚木飛行場に係る第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）等は、昭和60年度等の騒音度調査の結果に基づいて告示されていましたが、平成15年度及び平成16年度に実施した騒音度調査の結果、騒音の影響度が高いジェット戦闘機の離発着回数の増加により、飛行場南北方向の騒音区域は拡大、ジェット戦闘機によるNLPの大部分が硫黄島で実施されているため、飛行場西側の騒音区域は縮小しました。



ご連絡・お問い合わせ先

東京防衛施設局 事業部 施設対策第三課 電話 048-600-1821, 1822, 1838
〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
横浜防衛施設事務所
〒197-0003 福生市熊川864 電話 042-551-0319

お断り

- ・町田市の住宅防音工事の助成については、東京防衛施設局が担当します。
- ・このパンフレットは、町田市の皆様に、厚木飛行場に係る第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）等について知っていただくため、広く配布しているものです。
- ・配布を受けられた方全てが対象となるものではありません。

厚木飛行場における住宅防音工事の助成対象区域

拡大区域

対象は、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市及び大和市の赤斜線部分です。

今回新たに指定された区域(赤斜線部分)において、**平成18年1月17日までに建設された住宅**を対象として、住宅防音工事の助成を行います。
なお、対象世帯数が多いことから、高齢者の方などがお住まいの住宅、騒音度の著しい区域や建設年度の古い住宅などを優先して、計画的に実施していくこととしています。

新たな施策

対象は、藤沢市、大和市、座間市及び綾瀬市の緑網掛け部分です。

当面、区域見直し後の85W以上の区域内(緑網掛け部分)で、**昭和61年9月11日から平成3年9月10日までに建設された住宅**を対象として、いわゆる告示後住宅に対する防音工事の助成を行います。

昭和61年9月10日以前に建設された住宅は、従来から助成対象となっています。

経過措置

対象は、藤沢市、海老名市、座間市及び綾瀬市の青斜線部分です。

今回指定解除された第一種区域(青斜線部分)において、**昭和61年9月10日までに建設された住宅**を対象として、**平成19年7月31日までに希望された方**に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成を行います。

凡 例	
	防衛施設
	第一種区域(新) 平.18.1.17. 防衛施設庁告示第1号
	第一種区域解除区域 平.19.8.1.解除
	第一種区域(旧)
	工法区分線(新)
	告示後住宅防音工事対象区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第748号)

町田市の拡大図は別紙のとおりです。より詳細な対象区域図(縦覧図)は、横田防衛施設事務所、横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いています。
この区域図は、どなたでも自由にご覧いただけます。